

● 騒音規制法に規定する特定施設一覧（施行令別表第一）

番号	特定施設名称	該当規模要件等	
一	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。
		ロ 製管機械	
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。
		ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。
		ト 鍛造機	
		チ ワイヤフォーミングマシン	
		リ プラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。
		ヌ タンブラー	
		ル 切断機	といしを用いるものに限る。
二	空気圧縮機	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。	
	送風機	原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。	
三	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。	
四	織機	原動機を用いるものに限る。	
五	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る。
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。
六	穀物用製粉機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。	
七	木材加工機械	イ ドラムパーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。
		ハ 碎木機	
		ニ 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。
		ホ 丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。
		ヘ かな盤	原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。
八	抄紙機		
九	印刷機械	原動機を用いるものに限る。	
一〇	合成樹脂射出成形機		
一一	鑄造型機	ジョルト式のものに限る。	

● 福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定施設一覧（施行規則別表第7）

番号	特定施設名称	該当規模要件等	
1	金属加工機械	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。
		(2) 製管機械	
		(3) ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
		(4) 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		(5) 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。
		(6) せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
		(7) 鍛造機	
		(8) ワイヤフォーマーマシン	
		(9) プラスト	タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。
		(10) タンブラー	
		(11) 切断機	といしを用いるものに限る。
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	
3	土石用又は鉋物用の破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	
4	土石用、鉋物用、飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用のふるい分機及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	
5	織機	原動機を用いるものに限る。	
6	建設用資材製造機械	(1) コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。
		(2) アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。
7	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	
8	木材加工機械	(1) ドラムパーカー	
		(2) チッパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
		(3) 碎木機	
		(4) 帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
		(5) 丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
		(6) かな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
9	抄紙機		
10	印刷機械	原動機を用いるものに限る。	
11	合成樹脂用射出成形機		
12	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。	
13	ガソリンエンジン	定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	
14	ディーゼルエンジン	定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	
15	冷凍機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	

● 振動規制法に規定する特定施設一覧（施行令別表第一）

番号	特定施設名称	該当規模要件等	
一	金属加工機械	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ロ 機械プレス	
		ハ せん断機	原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。
		ニ 鍛造機	
		ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。
二	圧縮機	一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。	
三	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。	
四	織機	原動機を用いるものに限る。	
五	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。	
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。	
六	木材加工機械	イ ドラムパーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。
七	印刷機械	原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。	
八	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。	
九	合成樹脂用射出成形機		
十	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。	

● 工場・事業場に係る騒音規制基準及び規制地域（騒音規制法／福島県生活環境の保全等に関する条例）

〔騒音規制法に基づく地域及び基準指定：平成27年7月1日いわき市告示第111号〕

（単位：デシベル）

区域区分	昼間 (7時～19時)	朝(6時～7時) 夕(19時～22時)	夜間 (22時～6時)	用途地域
第1種区域	50	45	40	第1種低層住居専用地域、 *第2種低層住居専用地域及び*田園住居地域
第2種区域	55	50	45	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第3種区域	60	55	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び市街化調整区域並びに*用途地域以外の地域
第4種区域	65	60	55	工業地域
*第5種区域	75	70	65	*工業専用地域

【備考】 1 騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上

2 学校、保育所、病院、診療所（入院施設を有するものに限る。）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲50mの区域においては、表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。（第1種区域を除く。）

3 *は福島県生活環境の保全等に関する条例の規制のみが適用となる地域

● 工場・事業場に係る振動規制基準及び規制地域（振動規制法）

〔振動規制法に基づく地域及び基準指定：平成27年7月1日いわき市告示第112号〕

（単位：デシベル）

区域区分	昼間 (7時～19時)	夜間 (19時～7時)	用途地域
第1種区域	60	55	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域	65	60	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

【備考】 学校、保育所、病院、診療所（入院施設を有するものに限る。）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲50mの区域においては、表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。